

会社の合併と株主

愛知学院大学 服部育生

I 設 例

A社及びB社はいずれもM社の子会社である。M社はA社の発行済株式の61%を保有し、B社の発行済株式の92%を保有している

AB両社間で、A社を存続会社、B社を消滅会社とする吸収合併契約が締結された(2017.9.28)。同契約では、B社の株主bに対して、B株式1株につきA株式0.6株を割当てることとされ(合併比率1対0.6)、また合併の効力発生日は2018年1月5日とされていた。なおA株式の価値は1株1180円、B株式の価値は1株430円である(注1)。

吸収合併契約を承認するために、A社で株主総会が開催された(2017.11.17)。A社の株主S(持株比率6%)は、公正な合併比率を1対0.35と考え、本件合併比率1対0.6に不満を感じ(合併対価が過大)、合併承認に反対の議決権行使をした。しかし出席株主の議決権の73%の賛成(M社も賛成)により、合併承認決議がなされた。その後、本件合併に関する変更登記がなされた(2018.1.16)。

本件吸収合併に不服のあるA社の株主Sは、どのような措置をとることができるか。

- a. 本件吸収合併を事前に差止めることができるか。
- b. 効力発生日後に、吸収合併無効の訴えを提起することができるか。
- c. A社の取締役Tの責任を追及することができるか。

(注1) A社の1株純資産は825円、1株利益は56円、売上高増加率(直近5年間)は36%、営業利益増加率(同)は47%である。

B社の1株純資産は314円、1株利益は19円、売上高増加率(直近5年間)は8%、営業利益増加率(同)は0.9%である。

II 合併の差止請求

1 会社法796条の2

(1) 差止事由

- 1号 法令・定款違反かつ株主の不利益
- 2号 略式合併(注2)における合併対価の著しい不当性

(2) 法令違反

- a. 会社を名宛人とする法令の違反
- b. 合併対価の不当(合併比率の不公正)はTの善管注意義務違反

→ しかしそれは上記 a でない

- c. 合併比率の不公正による差止は困難（但し、略式合併ならば可）
- (3) 著しく不当な決議（会社831条1項3号）
- a. 特別利害関係株主（M社）の議決権行使により、不公正な合併比率（1対0.6）で合併承認決議
 - b. A社の株主Sは、決議取消請求可
 - c. 決議に取消事由存在→法令違反（決議を欠く）
 - d. 合併差止請求権（会社796条の2第1号）を被保全権利として、差止仮処分（民保23条2項）の申立
 - e. しかし取消事由が存在しても、取消判決の確定するまでは、決議は有効→法令違反（決議を欠く）とは言えないのでは？
- (4) 上記（3）の修正説
- a. 決議取消の訴えの提起権を被保全権利として、合併承認決議の執行停止の仮処分の申立
 - b. 結果的に、上記（3）dに近い
 - c. しかし、仮処分の内容が本案請求（合併承認決議取消）の範囲を超えているのでは？
- (5) 取締役の違法行為の差止（会社360条）
- a. 善管注意義務の規定（会社330条、民644条）も、360条の法令に含まれる対照 796条の2第1号の法令には含まれない
 - b. 360条の差止請求権を被保全権利として、Tに対してその行為の不作为を命ずる仮処分の申立
 - c. B株式1株につきA株式0.6株（過大）を割当てると、A社株主aの保有するA株式の価値が低下（aの損害発生）→しかしA社自体には損害の発生なし
 - d. 対照 会社360条→会社の損害が要件
会社796条の2→株主の不利益が要件
- (注2) 略式合併
- (1) B社がA社株式の90%以上を保有→A社側では株主総会の合併承認決議不要（会社796条1項）
 - (2) A社が株主bに割当てると合併対価が過大ならば、ストレートに差止可（会社796条の2第2号）

III 合併の無効

1 合併の無効原因

- a. 合併契約の必要的記載事項の欠缺（大判昭19.8.25）
- b. 合併承認決議の不存在、無効、取消
- c. 債権者異議手続（会社799条・789条）の不履践
- d. 開示書面の備置（会社791条・782条）の懈怠（神戸地尼崎支判平27.2.6 株式交換）

2 合併比率の不公正

(1) 通説

- a. 合併比率の不公正自体は合併無効原因とならない（東京高判平2. 1. 31, 最判平5. 10. 5）
- b. しかし特別利害関係株主（M社）の議決権行使により、著しく不当な合併比率（過大な合併対価）で合併承認決議→決議に取消事由（会社831条1項3号）が存在→これが合併無効原因

(2) 少数説 合併比率の不公正自体が合併無効原因

3 株主総会決議取消の訴え（会社831条）

- a. 本設例の取消事由（1項3号）
- b. 株主Sに原告適格あり（1項本文）
- c. 提訴期間は、決議日（2017. 11. 17）から3か月以内

4 吸収合併無効の訴え（会社827条1項7号）

- a. 株主Sに原告適格あり（2項7号）
- b. 提訴期間は、合併の効力発生日（2018. 1. 5）から6か月以内

5 決議取消の訴え（甲）と合併無効の訴え（乙）との関係

- (1) a. 合併の効力発生日前にSは甲を提起する
 - b. 合併の効力発生日（2018. 1. 5）後に、Sは訴えの変更（民訴143条）により、甲を乙に変更する
- (2) a. 合併の効力発生日後に、Sはいきなり乙を提起する
 - b. ただし、決議取消自由の存在を合併無効原因として主張できるのは、決議日（2017. 11. 17）から3か月以内
- (3) もし合併比率の不公正自体を合併無効原因と考えるならば（上記2（2）参照）→Sは合併効力発生日から6か月经過するまでは、これを無効原因として主張可

IV 取締役Tの責任

1 Tの任務懈怠責任（会社423条）

- (1) a. TはA社（の株主a）にとって不利な合併比率を決定
 - b. A社がB社の株主bに過大なA株式を割当てたとしても、A社に損害なし
 - c. TがA社に任務懈怠責任を負うことなし
- (2) a. 設例とは異なり、合併対価がA株式でなく金銭等であるケースを想定
 - b. A社がB社の株主bに過大な合併対価（金銭等）を交付すれば、→A社に損害発生
 - c. TがA社に任務懈怠責任を負う可能性

2 説明事例（参考）

- (1) A社 純資産 1000万円＝1株5万円×200株 発行
B社 純資産 600万円＝1株1万円×600株 発行
- (2) 公正な合併比率
- a. A社は、株主bに、B株式1株につき、A株式0.2株を割当てる
(合計 600株×0.2＝120株)
- b. 合併後のA社
純資産 1600万円＝1株5万円×320株 発行
- (3) 不公正な合併比率（過大な合併対価）
- a. A社は、株主bに、B株式1株につき、A株式0.5株を割当てる
(合計 600株×0.5＝300株)
- b. 合併後のA社
純資産 1600万円＝1株3.2万円×500株 発行
- (4) 不公正な合併比率によると、A社の株主aに損害発生
←→A株式の価値が1株5万円から1株3.2万円へ低下
- (5) A社自体に損害なし
- (6) もし合併対価が金銭等であり、それが過大ならば、A社に損害発生
←→B社から承継する純資産よりも、A社から流出する金銭等の方が大きい

3 Tの対第三者責任（会社429条）

- (1) 合併比率の不公正（過大な合併対価）により、A社の株主Sの保有するA株式の価値が低下→Sは直接損害を被った→Sは429条1項に基づき、Tに対して損害賠償請求可
- (2) 429条1項にいう第三者に株主Sも含まれるのか？
- a. 直接損害についてはYES
b. 間接損害についてはNO
- (3) 直接損害・間接損害の区別
- a. 直接損害 会社に損害は発生せず、株主に直接的に発生する損害
b. 間接損害 会社に発生した損害を通じて、株主に間接的に発生する損害 会社財産の減少により、株主の保有する株式の価値が低下
- (4) 本設例におけるA社の株主Sの損害は、直接損害
- a. Sの保有するA株式の価値が低下は、A社の純資産が減少したからではなく、合併対価としてB社の株主bに割当てたA株式の数が過大であるから
b. もし合併対価としてbに過大な現金等を交付していたとすれば、Sの損害は間接損害
- (5) 株主が間接損害につき429条の損害賠償請求を否定される理由
- a. 株主SがTの責任（429条）を追及した後で、同じ損害についてA社もTの責任（423条）を追及できるとすればTは二重に責任を負わされる可能性
b. 仮にA社はTの責任（423条）を追及できないとすれば、A社が有していたはずの損害賠償請求権をSが奪ってしまうことになり不都合
c. 株主の間接損害については、株主代表訴訟により会社の損害をTに賠償させるべき

精神的疾患を有する労働者の法的諸問題（Q編）

弁護士 國田武二郎

- Q 1 : メンタルヘルスとは、どういう意味ですか何か
- Q 2 : メンタルヘルス不調者が、増えた背景はどこにありますか。
- Q 3 : 心の健康づくりの目標は、どういう目標でしょうか。
- Q 4 : 雇用の法的定義はどうなっていますか。
- Q 5 : 雇用者は、労働者に対し報酬支払い義務のほかに、安全配慮義務を負うとされていますが、それは、どういう義務ですか。
- Q 5-2 安全配慮義務は、直接雇用する労働者に対してのみ負うのか。
- Q 6 : 健康配慮義務とは、どういう義務ですか。
- Q 7 : ほかに法律は労働者の保護について、どのような規定していますか。
- Q 8 : 安全配慮義務に反すると企業はどうなりますか。その法的構成はどうなりますか。
- Q 9 : 健康安全配慮義務に反した場合、刑事責任も問われますか。
- Q 10 : 採用選考時に精神障害歴の有無を尋ねたり、採否の判断要素の一つにすることは問題ありませんか。
- Q 11 : 入社後、精神障害歴を秘匿して入社したことが判明した場合、解雇することは可能ですか。
- Q 12 : うつ状態の社員の主治医に対し、本人の病状について情報開示を求めることはできますか。

- Q12-2 メンタルヘルス不調者に対して医師の受診を命ずることは可能ですか。
- Q13：精神疾患で断続的に欠勤する社員を休職・解雇することはできますか。
- Q14：精神疾患により、業務遂行に支障が来している場合それを理由に解雇できますか。
- Q15：メンタルヘルス不調により勤労意欲の見られない社員の解雇・雇止めは可能ですか。
- Q16：メンタルヘルス不調で休職中の社員が「軽易な仕事であれば勤務が可能」との医師の診断書をもとに復職を申し出た場合、応じなければなりませんか。
- Q17：うつ病であることを知りながら、産業医が会社に対し何ら勧告をしなかったときでも、会社は安全配慮義務違反を問われることがありますか。
- Q18：健康診断で問題があったにもかかわらず、そのまま放置していた社員が死亡した場合、会社は責任を問われますか。
- Q19：「債務の本旨に従った労務の提供」の有無も判断について。
- Q20：産業医の意見書は、主治医の診断書とは異なり、どのような特徴がありますか。また、意見書はどのような内容のものが適切ですか。
- Q21：主治医の立場と人事担当者の立場とはどのように違いますか。
- Q22：産業医と人事担当者の連携強化が、どうして必要ですか。また、連携強化のためにどうしたらよいですか。

以上

2018年7月12日

愛知学院大学法務支援センター教授

高橋 洋

はじめに

「老後破産」、「下流老人」、「ワーキング・プア」、「ネットカフェ難民」、「貧困世代」、「奨学金破産」、「貧困の連鎖」、「子どもの貧困」、そして「ホームレス」、「格差社会」

日本社会における貧困を表す言葉は最近とみに増えている。ただし、一定の生活水準を保っている者にとっては、「貧困」は見えにくい（人の財布の中身はわからない）。しかし、日本における貧困問題は深刻さを増しているのではないかとと思われる。それは、上記のような言葉の中に全ての世代が含まれ、各世代それぞれがその世代特有の問題に直面しているというところに現れている様に思われる。

他方、日本の政治・行政の基本的あり方を定める憲法はどのような定めをしていて、それに従えば、国や地方公共団体はどうしなければならないのかを少し考えてみよう、というのが本日のテーマである。

1 貧困とはどのような状態をいうのか

1) 相対的貧困という考え方

相対的貧困率（内閣府、総務省、厚生労働省「相対的貧困率等に関する調査分析結果について－平成27年12月18日」による）

i) 相対的貧困率とは、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいう。なお、貧困線とは、等価可処分所得（※）の中央値の半分の額をいう。

（※）等価可処分所得とは、世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得をいう。

ii) 相対的貧困率は、全国消費実態調査（総務省）では貧困線が135万円（2009年）で10.1%、国民生活基礎調査（厚生労働省）の貧困線は122万円（2012年）で、相対的貧困率は16.1%。

・・・この計算でいくと2人世帯では、総務省調査で135万円×1.414＝190万8900円、3人世帯では、135万円×1.732＝233万8200円、4人世帯で270万円、国民生活基礎調査では、2人世帯で、122万円×1.414＝172万5080円、3人世帯で122万円×1.732＝211万円3040円、4人世帯で244万円。

2) 絶対的貧困という考え方

世界的に言うと、世界銀行が1日の所得が1.25米ドル（約150円、月4500円）を絶対的貧困ラインとしているが、これは日本では参考にならない。

日本的には、たとえば住む家を確保できない（ホームレス・ネットカフェ難民等）、1日3回食事がとれない、衣料代を負担できない、病院にかかれない、等の指標を考えることができる。

3) 生活保護基準からみた貧困ライン

名古屋市（生活扶助基準でいう1級地－1）で母（40歳）＋子ども二人（中学生と小学生）が生活保護を受けたら、いくら受給できるかを試算してみると、月190,491円＋住宅

扶助として家賃の実額（上限 48,100 円）＝ 238,591 円が支給されることになる。非正規雇用の労働者（とりわけ女性）が働いて 24 万円を稼ぐのは大変である。それ以下の所得しかない人は、皆「困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者」（生活保護法 12 条）ということになる。

小牧市（3 級地－1）では、同様に計算して 210,482 円。

同様に 70 歳の老人だと、月 75,743 円＋住宅扶助（上限 37,000 円）となる。・・・等価可処分所得の考え方からすると、上例の 3 人家族から割り出せば、 $238,591 \div \sqrt{3} = 137,750$ 円となり、単身世帯の 112,743 円を大きく上回る。

生活保護受給者の数・・・平成 29 年 2 月（速報値）2,414,881 人（1.69 %）、1,638,944 世帯

なお、政府の家計調査では、1 世帯（2 人以上）当たり 1 ヶ月の平均支出は、283,027 円（2017 年）。

4) なぜ貧困に陥るか？

- ・本人の責任だという考え方→いわゆる「自己責任」論＝怠惰、浪費、賭博、等々
- ・しかし、本人に責任を帰することのできない事情も様々存在する。

たとえば、失業、疾病、障がい、親の行為に起因する子どもの貧困、自然災害等々。

- ・もっと根本的な問題がありはしないか？・・・一方での富の集積と他方での貧困の集積

5) 格差の広がり

2 国民の福祉に関する憲法の基本的考え方

1) 憲法前文第一段落第 2 文「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、**その福利は国民がこれを享受する。**」

同第二段落第 3 文「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」

2) 13 条「**すべて国民は、個人として尊重される。**生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、**最大の尊重を必要とする。**」

3) 14 条 1 項「**すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。**」

4) 25 条「**すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。**

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

5) 26 条「**すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。**

2 **すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。**」

6) 27 条「**すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。**

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。」

7) 30条「国民は、法律の定めるところにより、**納税の義務を負ふ。**」

こうした条文を総合すると、「国は、国政の福利が平等に国民に届き、国民が欠乏を免れるようにその権力を行使しなければならず、その結果として国民は個人として尊重され、自らの幸福を追求することができ、健康で文化的な生活をおくることができなければならない。そして、そうなるためには、国民は、教育を受けて自己の能力を発展させ、また健全な勤労条件の下で働くことができ、自己の個性を開花させることができなければならない。そのためには、国は、教育制度を整備し、労働環境を整え、すべての部面における社会福祉、社会保障を拡充していく責任を負う。不幸にして所得を得る能力を喪失した者のためには、『健康で文化的な最低限度の生活』を保障することは国の義務である。そしてそのために、国は税金を徴収することができ、また国民は納税の義務を負う」ということになる。

3 私たちの「健康で文化的な生活」権の実現のために

1) 私たちの社会・個性を尊ぶ自由な社会であることが大前提

それと同時に、社会の中で有用な分業に参加し、社会の一員として尊ばれつつ、自らの（そして家族の）生活の糧を稼ぎ出すことができること

2) そのためには、幼少期から青少年期にかけて、十分に成長できることが必要

子どもを大事にすること、子どもに十分な生育環境を保障すること

青少年に十分な教育環境を与えること

それらの条件が整うことによって、初めて競争が可能となる。

3) 人間らしい働き方・仕事（ディーセント・ワーク）のできる労働環境と賃金の保障

4) 年老いて働けなくなった場合に、その生活を維持するための収入（たとえば年金）

を支給すること

5) 老齢以外にも何らかの事故によって働けなくなった場合に、その「健康で文化的な最低限度の生活」を保障すること

6) 「自己責任」論の打破と公的責任の再確認

自己責任論は、政府の無責任論に通じる。

社会保障は「人権」であることの再確認が必要・人権に対応する義務は誰にあるか

「絆」－災害の時だけの共助の強調に終わらせないために

4 貧困の救済の制度的仕組み

1) 労働条件の向上

① 最低賃金の引き上げ・金は天下の回りもの

② 長時間労働の是正・労働単価の向上と健康の維持

③ 男女間格差の是正・女性単親世帯の所得向上・子どもの貧困状態の改善

④ 正規化による社会保険適用者の拡大・将来の無年金者を作らない

2) 年金の充実

① 国民年金の抜本的改善・月6万4千円では暮らせない

② 保険体制からの脱却

3) 所得の再分配・・再分配の原資の集め方

① 税による再分配の不十分さ

- ・ 所得税における累進税率の問題・・最高税率の低さ
- ・ 株式配当や株式の売買差益、預貯金の利息等に対する分離一律課税が、累進課税制度を形骸化させている。いわゆる逆累進の問題。

② 社会保険のまやかし

国民健康保険を例に

名古屋市の掲げるモデルケースの例（世帯主 72 歳・配偶者 70 歳、平成 30 年）では、年間負担＝ 219,930 円（名古屋市在住世帯の年間上限額は 93 万円）

(<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000007703.html>)

これを日進市で計算すると、年間負担＝ 190,380 円（上限額は同じ）

(<http://www.city.nisshin.lg.jp/sumai/zeikin/kokuhozei.html>)

③ 再分配後の貧困率の上昇？

国民負担率の問題

子どもの貧困率の上昇・・消費税や社会保障負担による親の収入からの負担の高さと、児童手当や児童扶養手当などによる子どもへの公的給付の少なさによる貧困化・・下記のグラフ参照

④ 国民負担率を抜本的に変えて、所得税、法人税（そして資産税）中心の税体系へ

⑤ タックス・ヘイブン（租税回避地）による「節税 or 脱税」を許さない。

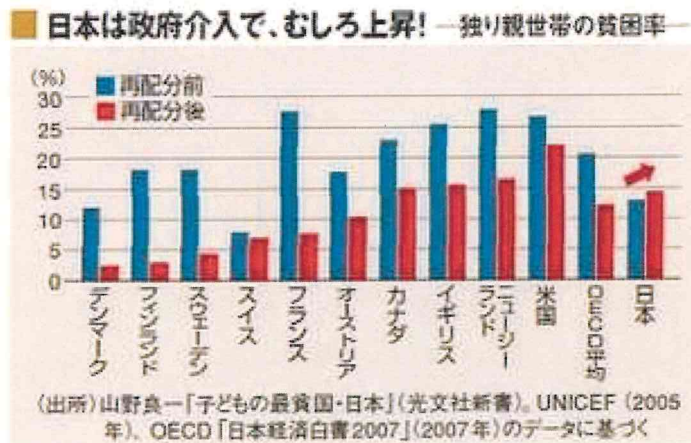
⑥ 各世代ごとの問題に則した対策の必要。

4) 今日の貧困問題は、一時的な弥縫策では解決のつかない問題。グローバリゼーションの問題を含む、構造的な改革が必要。

おわりに

格差社会に対する評価も、貧困層への対応も人それぞれであるが、ここでは、憲法上の人権と福祉国家の視点から、これらの問題を見直したいと考えた。皆さんはどうお考えになるだろうか？

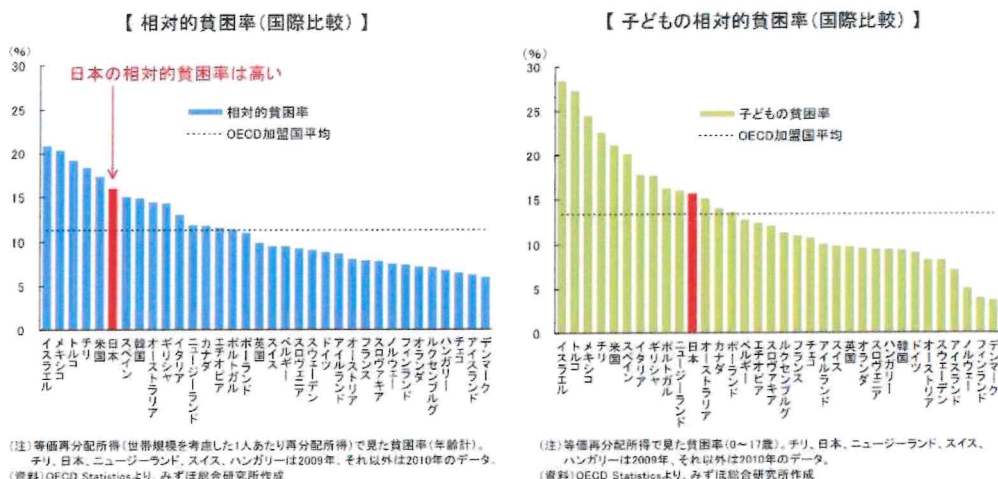
以下、参考資料



以下、みずほ総研高田創氏による「日本の格差に関する現状」(内閣府 HP = http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2015/_icsFiles/afieldfile/2015/08/27/27zen17kai7.pdf) から

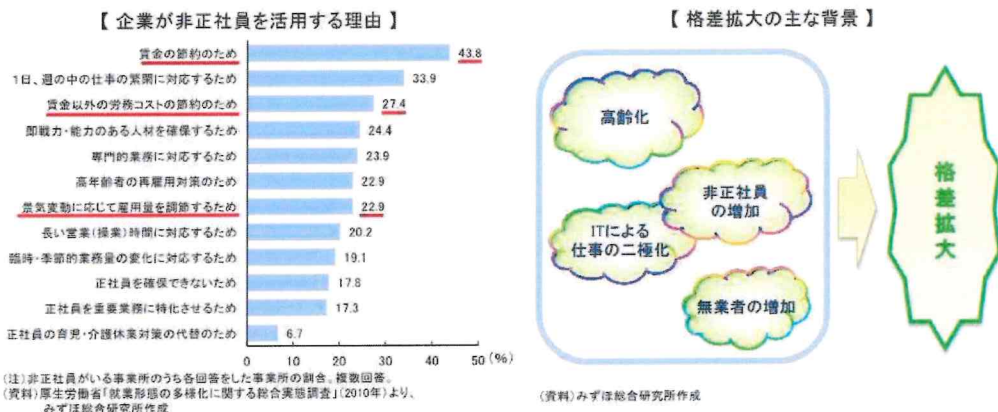
2(3) 貧困率の国際比較 ~ 新興国、日本、アングロサクソン諸国等で貧困率が高い

- 相対的貧困率(可処分所得が中央値の半分未満の人の割合)は、新興国・アングロサクソン諸国で高く、北欧・大陸欧州諸国で低い
- 日本の相対的貧困率は、先進国の中では高いが、人口の高齢化などの影響を考慮する必要



4(2) 格差拡大の主な背景 ~ 非正社員増加と所得格差が大きい高齢者の増加

- 現役世代の格差拡大の最大の要因は非正社員の増加による低所得者層増加
 - ・ 企業のコスト削減意識が高まり、相対的に賃金が低く雇用調整が容易な非正社員が増加
 - ・ 非正社員の約半数は自分の収入が主な収入源
- 技術革新によりITに代替される非熟練労働者の需要縮小と熟練労働者の需要拡大による二極化で賃金格差拡大
- 所得格差が大きい高齢者の増加、無業者の増加等も格差拡大の要因



4(4) 貧困層拡大③～雇用者世帯の貧困率も上昇

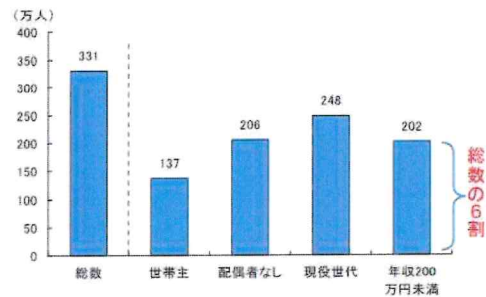
- 雇用者世帯の相対的貧困率(税込収入ベース)は、過去10年間に上昇
 - ・ 背景に経済的困難を抱えやすい有期雇用世帯のシェア拡大+全ての雇用者世帯における経済状況の悪化
- 正社員を希望する非正社員(不本意型非正社員)は2014年に331万人。不本意型非正社員の中には、世帯主や配偶者なしの者が少なくない。一方、不本意型非正社員の6割は年収200万円未満と低所得に偏る傾向

【雇用者世帯の相対的貧困率(等価税込収入ベース)】



(注)ここでの「相対的貧困率」は、4人標準世帯の税込収入(税・社会保険料込みの雇用者所得、財産所得、社会保険給付、仕送り、企業・個人年金等の合計)の中央値を世帯規模を考慮して1人あたり税込収入に換算した上で、その半分未満の1人あたり税込収入の世帯の割合として推計したものである。
(資料)厚生労働省「国民生活基礎調査」(2004年、2013年)より、みずほ総合研究所作成

【不本意型非正社員の数と内訳】

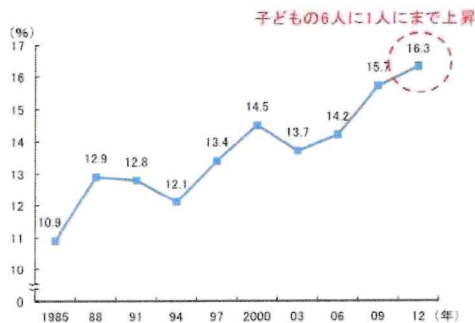


(注)不本意型非正社員は、現在の雇用形態を選んだ1番目の理由として「正社員の仕事がないから」を選んだ人。
(資料)総務省「労働力調査」(2014年)より、みずほ総合研究所作成

4(4) 貧困層拡大④～子どもの6人に1人が相対的貧困

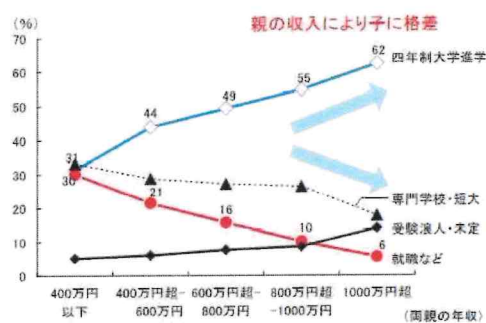
- 子どもの相対的貧困率は2012年に16.3%。子どもの6人に1人が標準的な生活水準の半分未満で生活
- とくに、一人親世帯の子どもの貧困率は51%とOECD加盟国中で最悪(2010年前後)。背景に、母子世帯の親の不安定雇用、養育費の受給率の低さ(母子世帯の2割)、一人親やワーキングプア世帯への社会保障が不十分等の問題
- 親の収入により子どもの成績、進路、1日・1人あたり食費等に格差。子どもの貧困は教育や健康を確保する機会の格差に

【子どもの相対的貧困率】

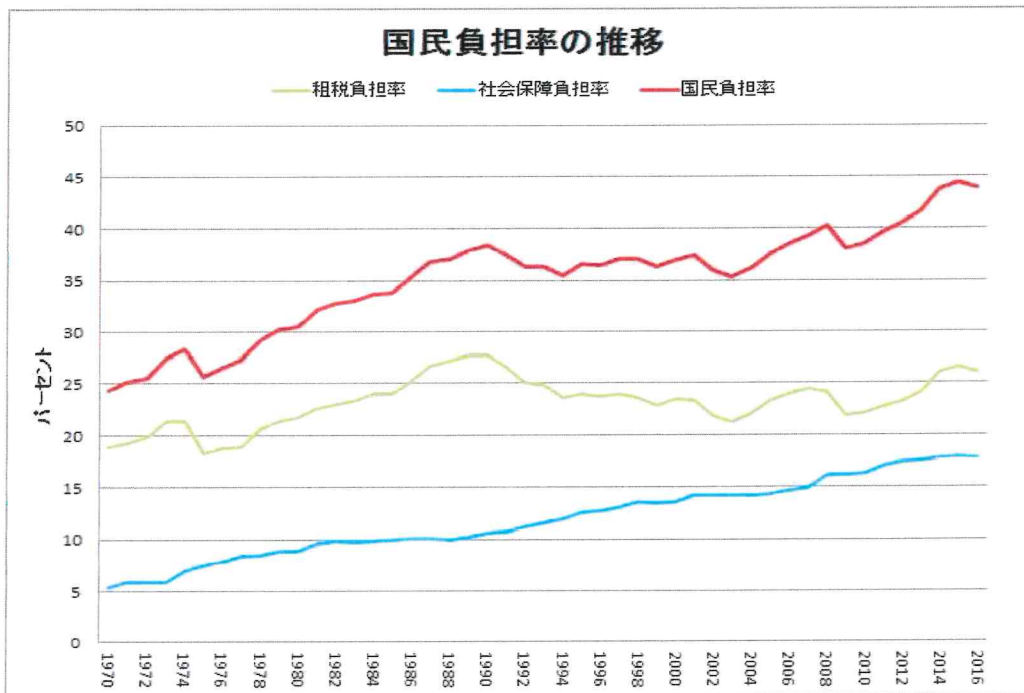


(注)子どもの相対的貧困率は、等価可処分所得(世帯規模を考慮した1人あたり可処分所得)が中央値の半分未満の18歳未満の子どもの割合。
(資料)厚生労働省「国民生活基礎調査」(2013年)より、みずほ総合研究所作成

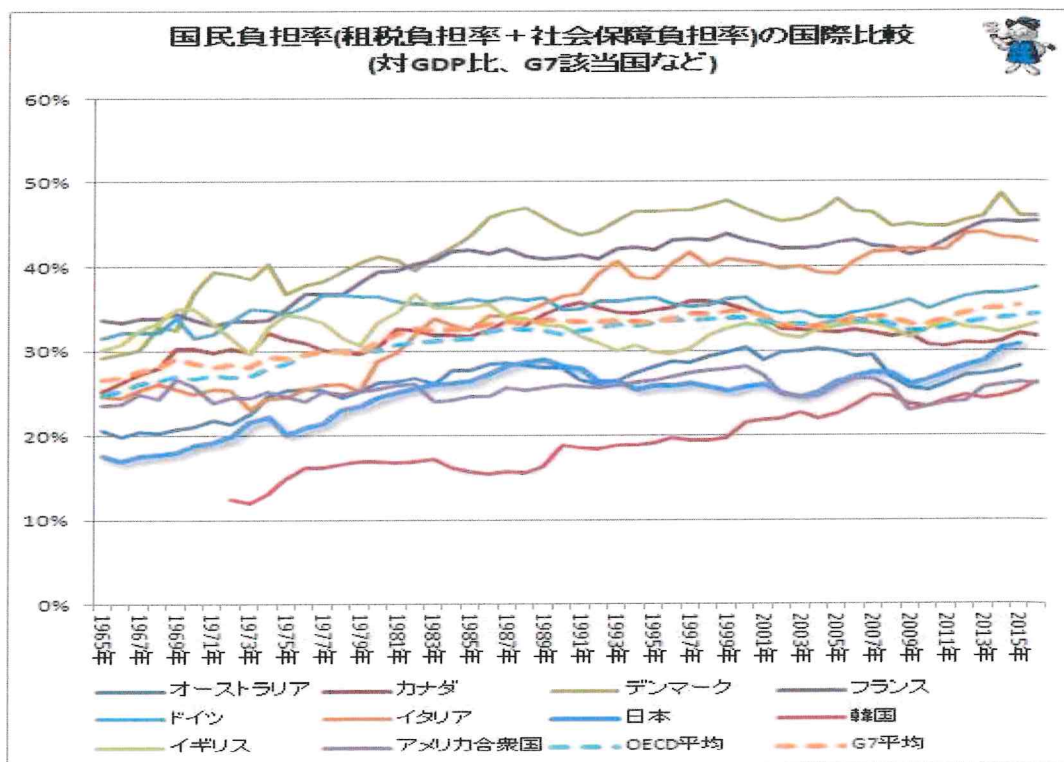
【両親の年収と高校生の進路】



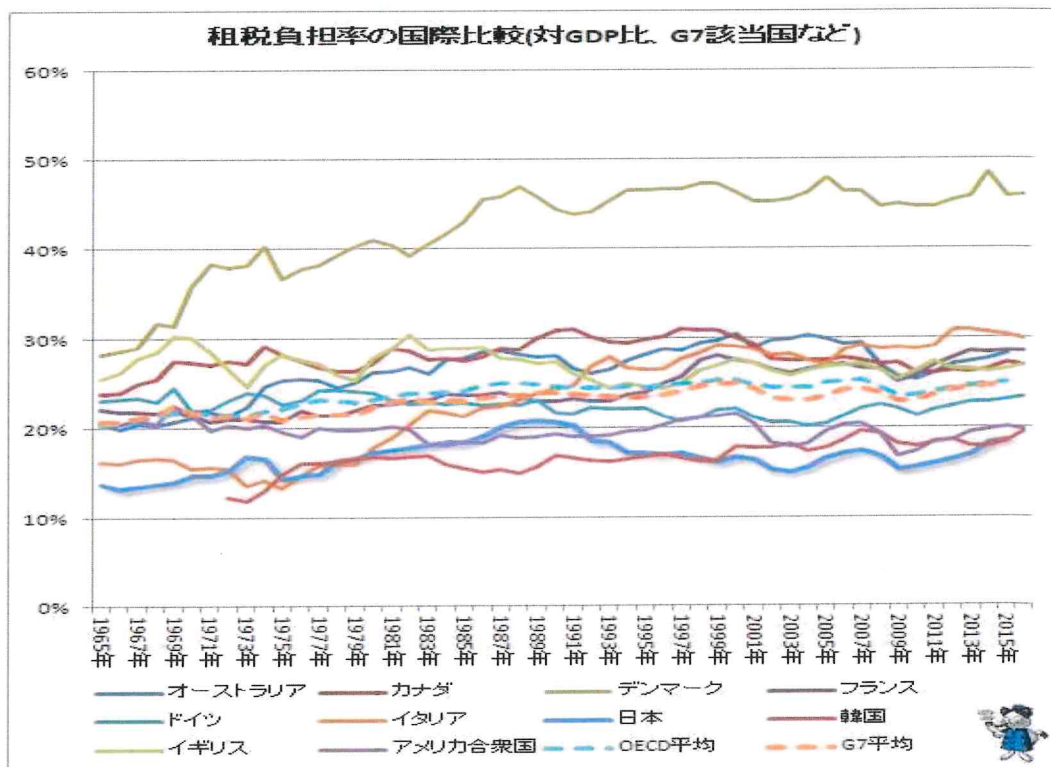
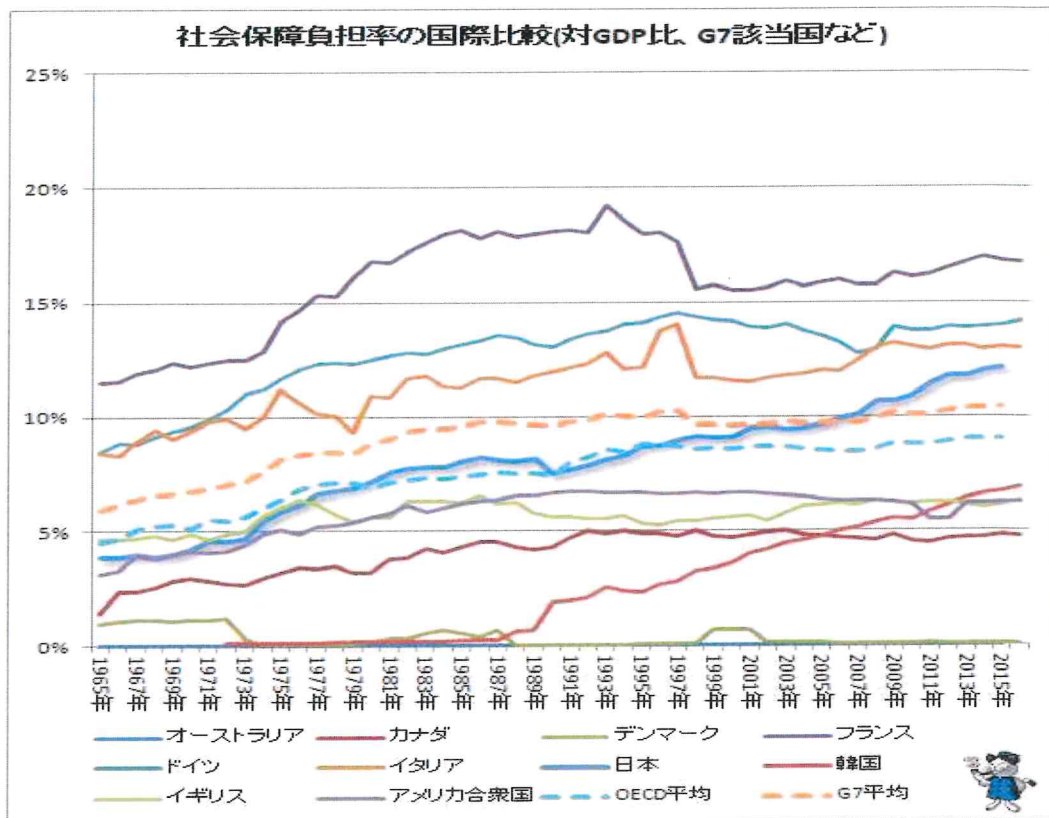
(注)1.両親の年収は、両親の税込み年収の合計。
2.「就職など」には就職、アルバイト、留学、家業手伝い・主婦、その他を含む。
(資料)東京大学 大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査 第一次報告書」(2007年)より、みずほ総合研究所作成



<https://seniorguide.jp/article/1001869.html> から



<http://www.garbagenews.net/archives/2399179.html> より (以下同じ)



行政統制と行政手続 レジюме

——名古屋市北生涯学習センター講座「くらしの法律・基礎知識 シリーズ3」
第4回——

平成30年7月19日
榊原 志俊
(愛知学院大学)

I 行政統制

- 1 行政内部における統制
 - (1) 上級行政機関の指揮命令
 - (2) 行政評価・監視
 - (3) 政策評価・独立行政法人評価
- 2 議会による統制・監視
- 3 国民・住民との関係における統制
 - (1) 苦情処理
 - (2) 監査請求、住民監査請求・住民訴訟
- 4 情報公開・個人情報保護
- 5 行政手続
- 6 行政不服審査・行政訴訟

II 行政手続

- 1 行政手続の概念と意義
 - (1) 行政手続の概念・種別
 - (2) 行政手続の意義
- 2 行政手続法の目的、対象、適用除外
 - (1) 行政手続法の目的
 - (2) 行政手続法の対象
 - (3) 行政手続法の適用除外
 - (a) 処分および行政指導についての適用除外
 - (b) 地方公共団体の行政についての適用除外
- 3 行政処分手続等
 - (1) 申請に対する処分の手続
 - (a) 審査基準

- (b) 標準処理期間
- (c) 申請に対する審査・応答
- (d) 理由の提示
- (e) 公聴会の開催等
- (2) 不利益処分の手続
 - (a) 処分基準
 - (b) 理由の提示
 - (c) 意見陳述手続—聴聞と弁明の機会の付与
 - (d) 聴聞手続
 - (e) 弁明手続
- (3) 届出手続

4 行政指導手続

- (1) 行政指導に対する実体的規制
 - (a) 行政指導の一般原則
 - (b) 不利益取扱いの禁止
 - (c) 申請に関連する行政指導の限界
 - (d) 許認可等の権限に関連する行政指導の禁止
- (2) 行政指導の形式的規制
 - (a) 行政指導の方式
 - (b) 行政指導指針
- (3) 行政指導の中止と実施の求め
 - (a) 行政指導の中止等の求め
 - (b) 行政指導の求め

5 処分等の求め

6 意見公募手続等

7 手続の違法と行政処分の取消し

- (1) 聴聞の違法
- (2) 理由提示の違法

北生涯学習センター・愛知学院大学連携講座
くらしの法律・基礎知識（第5回）

平成30年7月26日(木)
梅田 豊（愛知学院大学教授）

裁判の意義としくみ

1. 人間に法制度（法や裁判）が必要な理由

- ① 人間の生命活動の特徴＝理知（論理的認識・思考）
- ② 他の動物の生命活動の特徴＝本能知（その種に組み込まれた生来的な共通のパターン）
- ③ 人間は理知を使うことにより各個体（個人）毎に独自・個性的な人生を生きる
他方で人間は社会を形成するための「決めごと（＝ルール）」が必要
- ④ 「決めごと（＝ルール）」は社会の拡大・複雑化に伴い法制度（国家）となった

2. 民事裁判と刑事裁判の違い

- (1) 民事裁判で問題になること
民事上の違法行為＝不法行為等 ← 損害賠償責任（民事制裁）
- (2) 刑事裁判で問題になること
刑事上の違法行為＝犯罪 ← 刑罰（刑事制裁）
- (3) 前提となる基本的な考え方
 - ① 民事裁判は私人と私人との間の紛争(トラブル)の解決が目的
民事上の権利・利益は当事者による処分が可能（私的自治の原則）
→形式的真実主義
 - ② 刑事裁判は国家（社会）に対する私人の侵害（治安・秩序の侵害）が問題
刑事上の利益（治安・秩序の回復）は当事者による処分原則不可
→実体的真実主義
 - ③ 民事は過失責任主義 ⇔ 刑事は故意責任が原則

3. 民事と刑事における手続上の違い

(1) 挙証（立証）責任の分配と証明の程度

- ① 民事＝原告：「証拠の優越」
- ② 刑事＝検察官：「合理的な疑いを越える証明」
* 無罪推定・「疑わしきは被告人の利益に」

(2) 捜査（起訴前）手続（特に強制処分）の有無とその規制

4. 裁判における正義とは（真実の扱い）

(1) 民事裁判における立証の原則

- ① 当事者間で争いのない事実は真実とみなす
- ② 事実を主張する側が立証(証明)責任を負う
- ③ 証明の結果いずれとも言えない事実は無いものとする

(2) 刑事裁判における証拠能力の制限

- ① 自白法則（憲法38②）、違法収集証拠排除法則（判例）等
- ② 実体的真実 < 手続的正義

5. まとめ